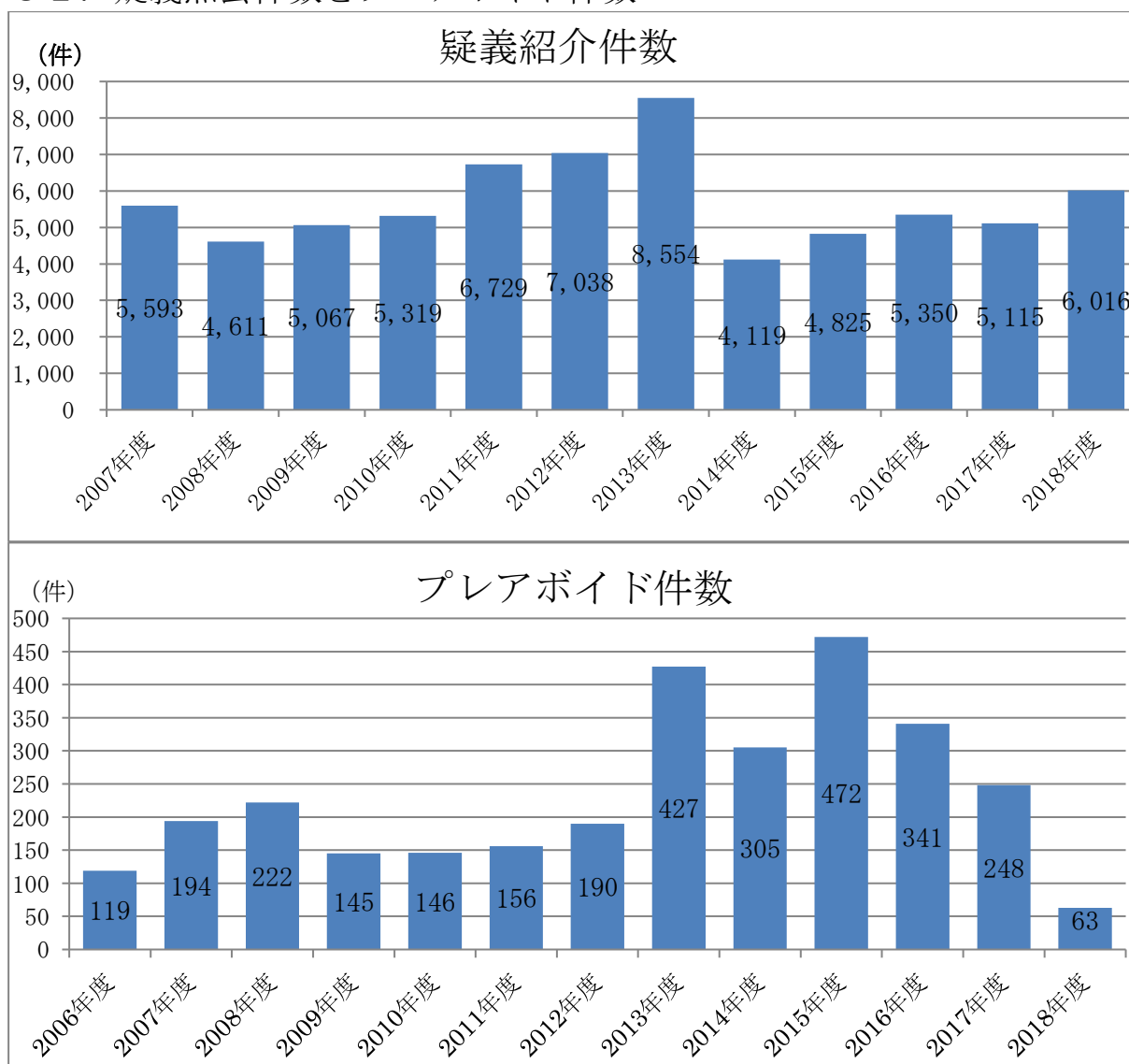


8.2. 疑義照会件数とプレアボイド件数



薬剤師法第 24 条には、「薬剤師は、処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師、歯科医師、または獣医師に問い合わせを行い、その疑わしい点を確認した後でなければ、調剤してはならない。」と規定されており、薬剤師は疑義照会を行っている。

薬剤師が薬学的知見から疑義照会を行うことや処方提案を行うことで、薬物療法における患者の不利益を回避、軽減させることがあり、このような事例を「プレアボイド事例」という。2014 年度より院内の同意を得て、一部調剤方法の変更は疑義照会なしで薬剤師が対応することになり件数は激減した。2018 年度は処方箋枚数の増加やチェックシステムの終日により疑義照会件数は増加した。プレアボイド事例はあがっているが、業務多忙により報告件数が減少している。